

「長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）」
骨子案の趣旨・解説

条例の題名

長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）

ア 趣旨

- ① 「条例の題名」は、既に同様の条例を制定している 20 都府県のうち、11 県が採用している「人権尊重の社会づくり条例」（仮称）としました。
- ② この条例の題名には「差別」の文言を含みませんが、「差別」は人権を侵害する類型の一つであり、第 2 条等の各条は不当な差別を始めとしてあらゆる人権の侵害を行ってはならないという立場で規定されています。

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 人権政策推進の基本方針（第 7 条）

第 3 章 人権侵害からの救済体制

第 1 節 相談支援体制（第 8 条）

第 2 節 救済手段等（第 9 条—第 15 条）

第 3 節 人権オンブズパーソン（第 16 条—第 27 条）

第 4 章 人権尊重の社会づくりに向けた基本的施策（第 28 条—第 31 条）

第 5 章 長野県人権政策審議会（第 32 条—第 33 条）

第 6 章 雑則（第 34 条—第 35 条）

附則

前文

- 人権は、人が生まれながらにして有する侵すことのできない権利として、すべての人に保障されなければならないという人権尊重の原理は、日本国憲法、世界人権宣言、人権に関する諸条約に共通して貫かれる普遍的な原理
- 誰もが平和のうちに生存し、個人の尊厳を守られ、人権が保障されることは日本国憲法の基本的理念
- 本県では、平成 22 年に策定した「長野県人権政策推進基本方針」に基づき人権政策を総合的に推進してきた。
- 国は、いわゆる人権三法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、部落差別の解消推進に関する法律）など、差別を解消するための法整備を進めてきた。
- しかしながら、不当な差別その他の人権侵害行為は容易になくならない。近年の新型コロナウイルス感染症に伴う人権に関する様々な問題の発生や、SNS 上の誹謗中傷などにより他者の人権を侵害する行為にみられるように、その時々社会状況などによっては、人権尊重の理念が十分に守られないこともみられる。

- 人権尊重の理念は、すべての人が生まれながらにして有する権利を守り、互いを認め合う社会の根幹を成すもの。個人の尊厳の大切さを深く理解し、誰もが、当然にその人らしく暮らしていける社会こそが、長野県の目指す人権が尊重される社会
- 普遍的な人権尊重の理念や重要性を県民と共有し、県民とともに、人権がより尊重される社会を実現するために本条例を制定

ア 趣旨

- ① 「前文」には、本条例の制定の趣旨、背景（条例の必要性や立法事実）、普遍的な人権の原理、本条例を制定する目的や意義を規定します。
- ② 「前文」は、具体的な法規を定めるものではありませんが、各条項の解釈に当たっては、前文の趣旨に十分留意すべきものです。
- ③ この骨子案では、前文に記載されるべき基本的項目を示すために箇条書きの形式で記述されていますが、前文は、上記の箇条書きの内容を踏まえ、条例化に向けては文章として作成します。

イ 解説

- ① 本条例は日本国憲法や世界人権宣言に示されている普遍的な人権の原理を確認するものです。
- ② 制定された条例に基づいて、県の人権施策を推進する上で人権尊重及び人権啓発を図ることを宣言するものであり、互いを対等な個人として尊重すること（個人の尊厳）を基礎とした私人間相互における人権尊重の大切さを明らかにするものです。
- ③ 本県では、平成 22 年（2010 年）に策定した「長野県人権政策推進基本方針」に基づき人権政策を総合的に推進してきましたが、策定から 15 年以上が経ち、この間、社会経済情勢の変化等に伴い人権を取り巻く環境は大きく変化し、新型コロナウイルス感染症に伴う人権に関する様々な問題の発生、SNS（エスエヌエス。ソーシャル・ネットワーキング・サービスのこと。インターネット上で他人とのコミュニケーションをするための手段を指します。）上の誹謗中傷など、人権課題が一層多様化・複雑化するとともに、他者の人権を侵害する様々な事象が依然として発生しています。本条例は、このような状況を踏まえ、人権尊重の理念や重要性を県民の皆様と改めて共有し、人権がより尊重される社会を実現することを目指すものです。
- ④ 日本国憲法は、前文において平和主義と国際協調主義を宣言し、「平和のうちに生存する権利」は、すべての基本的人権の享有を可能ならしめる基礎条件をなす権利であると考えられています。

第1章 総則

1 目的

（目的）

第1条 この条例は、人権が尊重される社会づくりについて、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、その施策（以下「人権施策」という。）の基本となる事項を定めることなどにより、人権尊重の理念や重要性を県民と共有するとともに、人権がより尊重される社

ア 趣旨

- ① 本条例の目的が、人権が尊重される社会づくりについて、県、県民及び事業者の責務を明らかにすること、人権が尊重される社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）の基本となる事項を定め、人権尊重の理念や重要性を県民の皆様と共有することにより、人権がより尊重される社会の実現に寄与することであることを規定します。

イ 解説

- ① 「県の責務」に関する項目は次のとおりです（人権侵害からの救済体制に関するものは④に記載）。
 - ・第3条 県の責務
 - ・第6条 市町村との協働
 - ・第28条 人権教育及び人権啓発
 - ・第30条 インターネット上の誹謗中傷等による人権侵害の防止
- ② 「人権が尊重される社会づくりに関する施策の基本となる事項」に関する項目は次のとおりです。
 - ・第7条 人権政策推進基本方針
 - ・第28条 人権教育及び人権啓発（再掲）
 - ・第29条 市町村、関係団体等からの意見の聴取及び県民意識の調査
 - ・第30条 インターネット上の誹謗中傷等による人権侵害の防止（再掲）
 - ・第31条 災害等の発生時における人権侵害行為等の防止等
 - ・第32条～第33条 人権政策審議会
- ③ 「県民及び事業者の責務」に関する項目は次のとおりです。
 - ・第2条 人権侵害行為等の禁止
 - ・第4条 県民の責務
 - ・第5条 事業者の責務
- ④ 「人権侵害からの救済体制」に関する項目は次のとおりです。
 - ・第8条 相談支援体制
 - ・第9条～第15条 救済手段等
 - ・第16条～第27条 人権オンブズパーソン

2 人権侵害行為等の禁止

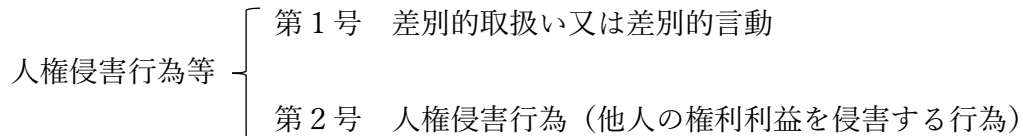
（人権侵害行為等の禁止）

第2条 何人も、他人に対して次に掲げる言動及び行為（インターネットを通じて行うものを含む。以下「人権侵害行為等」という。）をしてはならない。

- （1）人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。）、性自認（自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。）、社会的身分、被差別部落の出身であること、障がい、感染症等の病気、職業その他の事由を理由とする差別的取扱い又は差別的言動
- （2）誹謗中傷、いじめ、虐待、ハラスメント（他人を個人として尊重しない言動によって、その者に著しい不快感、不利益又は脅威を与える行為をいう。）、プライバシーの侵害、アウティング（本人の同意なしに、その人の性的指向、性自認等の性の在り方に関する

ア 趣旨

- ① 社会における共通認識となるべき規範として明示するという趣旨から、何人も、他人に対して行ってはならない人権侵害行為等として、第1号で差別的取扱い又は差別的言動、第2号で人権侵害行為（他人の権利利益を侵害する行為）を規定します。また、人権侵害行為等にはインターネットを通じて行うものを含むことを確認的に明記します。



- ② 第1号に列記した人種等の属性や、第2号に列記した人権侵害行為（他人の権利利益を侵害する行為）の行為態様は、行ってはならない人権侵害行為等を分かりやすく例示したものであり、禁止される人権侵害行為等を列記した内容に限定する趣旨ではありません。

イ 解説

《第1項の列記事項（属性）の意味》

- 「人種」とは、皮膚・毛髪・目・体形等の身体的特徴によりなされる人類学上の区別のことです。なお、人種差別撤廃条約第1条第1項に「人種差別」は、「人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう。」と定義されています。
- 「国籍」とは、人が特定の国の国民である場合に、その国民たる資格のことです。日本国憲法は国際協調主義を採用し（前文）、確立された国際法規の誠実な遵守を義務付けています（第98条第2項）。また、国際人権規約等にみられるように国籍による差別の禁止が国際法上確立されてきています。
- 「信条」とは、個人の基本的なものの見方・考え方を意味するもので、思想と信仰の双方を含むものです。なお、内心の信条が外部的な行為として現れた場合に、その行為に基づき区別して処遇することは、信条に基づく区別とは異なるものです。
- 「年齢」については、子どもや若年者であること、高齢者であることなどを理由とした差別が行われないよう規定するものです。なお、子どもの権利について、我が国では平成6年（1994年）に児童の権利条約（いわゆる子どもの権利条約）を批准し、国内法が整備されてきました。また、本県においては長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例等により子どもの権利の擁護を図るとともに、令和7年3月に「長野県子ども・若者支援総合計画」を一部改訂し、計画の基本姿勢に子ども・若者が権利の主体であることを位置づけ、取組を進めています。
- 「性別」を理由とする差別的取扱い又は差別的言動をしてはならないとは、あらゆる権利において性別を問わず平等であることを明記するものです。なお、「性別」については、肉体的な性差（セックス）と文化的な性差（ジェンダー）を区別する努力を通じて、

固定的役割分担などの偏見を見直す必要があります。

- 「性的指向及び性自認」は、他都県の条例に規定されていることや、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和 5 年法律第 68 号）第 3 条に「性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものである」と記載されています。同法に基づいて、「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいいます。また、「性自認」とは同法の「ジェンダーアイデンティティ」と同義であり、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識のことです。

なお、他都府県の条例や当県の従前の用例に従って「性自認」と記述しています。（同法に関して国（内閣府）は、「ジェンダーアイデンティティ」の用語は、地方公共団体や民間企業等で使用されている文言の変更を求めるものではなく、必要に応じて対応すべきものとしています。）

- 「社会的身分」とは、広くは、人が社会において占めている地位をいいますが、身分という言葉は、少なくともある程度長期にわたり持続する地位であるという意味を含み、出生によって決まっており原則的には本人が自由に変更できない地位という意味があります。

なお、憲法には「門地」の文言があり、家系・血統等の家柄を示すものですが、社会的身分の一部をなすと解釈されていることを踏まえ、条例には用いていません。

- 「被差別部落の出身であること」について、部落差別は社会的身分による差別に含まれると解されていますが、近年では特定の地域を被差別部落であるとインターネット上で公表するような不当な差別的行為が行われるなど、今もなお被差別部落の出身であることを理由とする差別的取扱いや差別的言動がみられることから明記するものです。

- 「障がい」とは、身体的障害者、精神的障害者等であることをいいます。「障がい」があることは憲法学上の通説によっては必ずしも社会的身分には含まれず、これに準じて扱うべきものと解されていることから、社会的身分の後に別に明記したものです。なお、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 7 条及び第 8 条には、「障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。」と規定されています。

なお、本県において公文書等における「障がい」の表記については、平成 26 年の健康福祉部長通知（25 障第 552 号）により、原則として「がい」とひらがなで表記することとしており、障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例（令和 4 年条例第 14 号）も条例名と各条項で「障がい」と表記しています。

- 「感染症等の病気」も「障がい」に準じて明記したものです。なお、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成 20 年法律第 82 号）第 3 条には、「ハンセン病の患者であった者等の家族であることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」と規定されています。また、本県の長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和 2 年条例第 25 号）第 10 条には、「新型コロナウイルス感染症等により患していること又は患しているおそれがあること、新型コロナウイルス感染症等の感染を防止するための対策を適切に講じていないおそれがあること等を理由として、不当な差別的取扱い又は誹謗中傷をしてはならない。」と規定されています。

- 「職業」については、誰しも社会において従事する職業を自由に選ぶことができるものです（憲法第 22 条 1 項）。しかしながら、新型コロナウイルス感染症が広がる中で、医療従事者やその家族への差別やいじめが深刻な問題となったように、職業を理由とする差別が行われることがあるため、特に例示として挙げたものです。

《第 2 項の人権侵害行為の態様》

- 「ハラスメント」は、他者への敬意を払わず、人間としての尊厳を侵害する行為であり、代表的な類型として以下のようなものが該当します。
- ・パワーハラスメント（パワハラ）：職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境が害されるものを指す。
 - ・セクシュアルハラスメント（セクハラ）：他の者を不快にさせる性的な言動。「性的な言動」とは、性的な関心や欲求に基づくものを指す。性別により役割を分担すべきとする意識に基づく言動、性的指向や性自認に関する偏見に基づく言動も含まれる。また、男性から女性に行われるものに限らず、女性から女性、女性から男性、男性から男性に対して行われるものも含まれる。
 - ・マタニティハラスメント（マタハラ）：妊娠したこと、出産したこと、妊娠又は出産に起因する症状により勤務することができないこと若しくはできなかったこと又は能率が低下したこと、不妊治療を受けること、妊娠又は出産に関する制度又は措置の利用、育児に関する制度又は措置の利用などに関する不利益取扱いの示唆、業務上の必要性に基づかない制度の利用等の障害、その他の嫌がらせを指す。
 - ・モラルハラスメント（モラハラ）：言葉や態度、身振り、文書などによって、人格や尊厳を傷つけ、精神的・肉体的な苦痛を与える行為などを指す。
 - ・カスタマーハラスメント（カスハラ）：令和 7 年 6 月に改正された労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律 132 号・労働施策総合推進法）により対策が強化された顧客等からの暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為を指す。
- 「アウティング」は、性的マイノリティの方との関わりで、「本人の同意なしに、その人の性的指向、性自認等の性の在り方に関することを第三者に明かしてしまうこと」という意味で使われることが多く見られます。アウティングという言葉本来の意味はより広範なものですが、本条例ではアウティングを本条のとおり限定して定義するものとししました。これは、一般にその人の性的指向、性自認等の性の在り方に関することを本人の同意なく第三者に知らせることには正当性を見出すことはできないと考えられること、ひとたびアウティングが行われると性的マイノリティの方は職場、学校、家庭等から居場所を失うことにつながり、過去にはアウティングされたことを苦にして自ら命を絶つというような痛ましい事件も起こっていることから、本条に規定するアウティングを行ってはならないことを明確に示すことが必要と考えられるからです。
- なお、本条ではアウティングの意味を上記のとおり限定して用いていますが、個人情報の保護、プライバシーの保護等の観点から、ある人の性的指向、性自認等の性の在り方に関すること以外の個人的な事実についても、他者に伝える場合には、必要性や

正当性等について検討した上で慎重に対応することが求められます。

3 県の責務

(県の責務)

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、県行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組むとともに、人権侵害行為等からの速やかな救済を図るための取組をはじめとする人権施策を総合的、積極的かつ計画的に推進するものとする。

2 県は、人権施策を推進するに当たっては、関係部局等相互の緊密な連携を図るとともに、国、市町村、関係機関、関係団体その他の関係者と連携協力するものとする。

ア 趣旨

- ① 県の責務として、県は県の関係部局はもとより、国、市町村、関係機関、関係団体その他の関係者と連携協力を図りながら、行政のあらゆる分野において、人権が尊重される社会づくりを進めるための人権施策を総合的、積極的かつ計画的に実施することを規定します。
- ② 人権侵害行為等からの速やかな救済を図るための取組については、「第3章 人権侵害からの救済体制」に規定します。
- ③ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号、以下「人権教育・啓発推進法」）に規定されている県の人権教育及び人権啓発に関する責務は、人権施策の推進において特に重要性が高いことから、第28条に規定します。また、インターネットリテラシーの向上を図る機会の提供等について、第30条第1号に規定します（インターネットリテラシーについては、第30条の解説を参照）。

4 県民の責務

(県民の責務)

第4条 県民は、自らが、人権が尊重される社会づくりの担い手であることを認識し、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、相互に人権を尊重し、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

2 県民は、人権が尊重される社会づくりを進めるため、県が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

ア 趣旨

- ① 県民は、自らが、人権が尊重される社会づくりを進めるための大切な担い手であることを認識し、人権が尊重される社会を実現するために、自ら人権尊重の精神を養い、社会生活において相互に人権を尊重しなければならないことを規定します。
- ② 県民は、県が実施する人権施策に協力するよう努めることを規定します。

イ 解説

- ① 「県民」には、県内在住者に限らず、県内在勤者を始め、県内在学者や県内で活動を行う者を広く含みます。

- ② 人権教育・啓発推進法第6条には、「国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。」と規定されており、この内容を条例においても確認するものです。県民に求める具体的な取組としては、人権教育・啓発に関する様々な取組や学習する機会を通して人権に関する正しい知識や考え方を身に着けるとともに、日々の生活においても、互いの人権を尊重し合う意識をもった言動を行うことなどが考えられます。
- ③ 人権が尊重される社会づくりを進めるためには、県民の協力が不可欠であることから、県が実施する人権施策に協力するよう求めるものです。なお、この協力は県民の自発的意思によって行われることが大切であるため、県民の努力義務として規定するものです。

5 事業者の責務

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、自らが、人権が尊重される社会づくりの担い手であることを認識し、その事業を実施するに当たり、従業員その他の関係者の人権を尊重し、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、人権が尊重される社会づくりを進めるため、県が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

ア 趣旨

- ① 人権が尊重される社会づくりは事業者の協力によって一層の推進が図られることや、事業者ならではの役割があると考えられることから、「県民の責務」とは別に「事業者の責務」を規定します。
- ② 事業者の責務として、その事業を実施するに当たり、従業員その他の関係者の人権を尊重すること、人権が尊重される社会づくりに寄与すること、県が実施する人権施策に協力することをいずれも努力義務として規定します。

イ 解説

- ① 「事業者」とは、営利、非営利、法人格の有無を問わず、県内において事業を行う企業などに限るものでなく、町内会、自治会、NPO、NGO等を含むものです。
- ② 「従業員その他の関係者」には、従業員のほか、顧客、取引先、株主、採用への応募者、事業活動を行う地域の住民などを含むものです。
- ③ 「人権が尊重される社会の実現に寄与する」ことの具体的内容としては、事業活動において人権尊重の視点に立って取り組むこと、従業員、取引先など関係者の人権を尊重すること、事業活動を担う経営者、従業員などの人権尊重の精神の涵養を図ることなどが含まれます。
- ④ 本県条例において「事業者の責務」を定めている例は多くあります。代表的なものとして、長野県子どもを性被害から守るための条例（平成28年条例第31号）第8条、長野県福祉のまちづくり条例（平成7年条例第13号）第6条、長野県男女共同参画社会づくり条例（平成14年条例第59号）第11条などが挙げられます。

例：長野県男女共同参画社会づくり条例

第 11 条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が共同してその事業活動に参画することができる体制及び職業生活における活動と家庭生活その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

6 市町村との協働

(市町村との協働)

第 6 条 県は、人権が尊重される社会づくりの推進のため、市町村と協働して人権施策を実施するものとし、市町村に対し、情報の提供、必要な助言その他の必要な協力を行うものとする。

ア 趣旨

- ① 県と市町村は対等協力の関係であるとの立場に立ち、人権が尊重される社会づくりに資する市町村独自の取組や施策について、県から市町村に、情報の提供、必要な助言その他の必要な協力を行うことを県の責務の一つとして規定します。

イ 解説

- ① 住民にとって身近な市町村により、人権尊重の視点に立った行政サービスが提供されることは、人権が尊重される社会づくりを実現するために不可欠と考えられることから、県として市町村に情報の提供、必要な助言その他の必要な協力を行うことにより、県と市町村が連携協力を図りながら、人権が尊重される社会づくりの実現に向けて取り組むものです。
- ② 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成 11 年法律第 87 号)により、都道府県と市町村は対等協力の関係とされ、法律の規定がない限り、都道府県は市町村に対して努力規定を含め義務付けることはできないと解されています。このため、市町村の責務として規定するのではなく、市町村との協働に臨む県の責務として規定するものです。なお、市町村に対する県の関与は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)の枠内で行われるものです。

第 2 章 人権政策推進の基本方針

7 基本方針

(基本方針)

第 7 条 知事は、人権政策の総合的な推進を図るため、人権政策の基本となるべき方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 基本方針の位置付け
- (2) 人権政策の基本理念
- (3) 人権施策の方向性
- (4) 人権教育及び人権啓発に関する事
- (5) 人権相談支援の体制に関する事

(6) 人権問題における分野別施策の方向性

(7) 人権政策の推進体制に関すること

(8) 前各号に掲げるもののほか、人権政策を推進するために必要な事項

3 知事は、基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、第32条第1項に規定する長野県人権政策審議会（以下「人権政策審議会」という。）の意見を聴くものとする。

4 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

ア 趣旨

① 平成22年（2010年）に定めた「長野県人権政策推進基本方針」を改めて条例に位置付けます。

② 基本方針は、県の人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権施策に関する基本的な方針とし、基本方針に必ず記載しなければならない事項を規定します。

③ 基本方針の制定・変更等の手続を規定します。

④ 条例制定後に新たに顕在化する人権課題にも迅速に対応できるように、具体的な人権課題に対応する施策の方向性は、基本方針において規定することを明らかにするものです。

イ 解説

① 現行の「長野県人権政策推進基本方針」は、県行政における人権施策の基本的な考え方や方向性を示すものとして制定されていますが、その位置付けは、条例とは異なり県民の代表である県議会の議決を経たものではない県機関の内部向けのガイドラインであるため、県民や事業者に対しては、「人権が尊重される社会を目指して、地域の実情やそれぞれの立場に応じて、主体的かつ積極的に取り組まれることを期待する」という立場で規定されています（第1章2）。

② 条例に基本方針を規定することにより、同方針は第3条県の責務、第4条県民の責務、第5条事業者の責務などの規定を受けて、その詳細を定めるものとなります。

③ 基本方針に掲げる事項は、現行の「長野県人権政策推進基本方針」の項目に準じています。なお第1項第8号の「前各号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項」は、社会経済状況の変化などのため顕在化する人権課題に柔軟に対応することを意図しています。

④ 以上のとおり基本方針の位置づけは従前とは異なるものとなるため、附則を設け、経過措置を規定する予定です。

第3章 人権侵害からの救済体制

第1節 相談支援体制

8 相談支援体制

（相談支援体制）

第8条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえ、県民（長野県内に住所を有する者、在勤する者又は在学する者その他県に関係する者として規則で定める者をいう。以下本章に

において同じ。)又は県内事業者(長野県内に本店又は営業所等がある事業者)の人権に関する各般の問題につき、相談に応じる体制を整備するとともに、相談をした者(以下「相談者」という。)に対して、相談内容に応じて次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 相談者への必要な情報の提供及び助言

(2) 国、県、市町村等が設置する専門的な相談機関その他の関係機関(以下「関係機関」という。)の紹介

(3) 関係機関への通告、通報その他の通知

(4) 前3号に掲げるもののほか、相談者に対する必要な支援

2 県は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。

3 県は、相談業務を円滑かつ効果的に行うために、相談に応ずる者に対し、業務の遂行に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

ア 趣旨

① 人権侵害行為等を受けた者、その他家族・関係者の人権に関する問題についての相談体制の整備及び相談への対応について規定します。

② 相談を人権侵害に対する重要な救済手段の一つと捉え、県の関係部局相互間とはもとより、国、市町村等が設置する専門的な相談機関その他の関係機関と緊密に連携しながら対応することを規定します。

イ 解説

① 第1項のとおり、相談できる内容は人権侵害行為等だけでなく、「人権に関する各般の問題」とします。

② 県民、県内事業者のほか、県外在住者からの相談であっても、その相談内容が県民や県内事業者との合理的な関連が認められる場合には相談に応じます。また、「その他県に関係ある者として規則で定める者」としては、例えば、県外地域との二拠点生活者などのほか、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条等の規定に基づく措置や、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第29条等の規定に基づく措置等により県の区域外に存する施設に入所している者などが想定されます。

③ 人権侵害の態様は多様であり、本県では、これまでも人権問題全般を担当する人権相談窓口(長野県人権啓発センター)のほかに、外国人、性別、性的マイノリティ、子ども・若者、高齢者、障がい者、感染症、その他医療や福祉、犯罪被害、性暴力被害などに関わる専門相談窓口を設置して対応してきました。第1項第2号の「相談機関その他の関係機関の紹介」は、上記の県の窓口や国等の専門相談窓口を紹介することを支援の一つとして位置付けるものです。また、これを確実に実施するために、第2項において、県は「関係機関との緊密な連携の確保に努める」ことを規定しています。

④ 第1項第3号の「関係機関への通告、通報その他の通知」とは、児童虐待の防止等に関する法律(令和4年法律第68号)第6条及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第25条の児童相談所への通告、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第239条第2項の告発等の法律上の義務がある場合について注意的に規定し、その他の法律上の義務がない場合についても必要に応じて関係機関に通知を行う趣旨です。

⑤ 第3項のとおり、相談員が相談者に寄り添った対応を行うとともに、適切な専門的相談窓口や解決力のある関係機関に取り次ぐことができるように、県は相談員への研修等

を実施してまいります。

第2節 救済手段等

9 救済の申立て

(救済の申立て)

第9条 人権侵害行為等を受けた者（以下「本人」という。）は、第8条第1項の規定に基づく支援を経てもその解決が期待できないと認められるときは、人権オンブズパーソンに対し、救済の申立て（以下「申立て」という。）を行うことができる。

2 家族その他の関係者は、本人の意思に反しない限り、本人に代わって申立てを行うことができる。

3 申立ては、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。ただし、人権オンブズパーソンが書面によることができない特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 申立てを行おうとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、本店、営業所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

(2) 申立ての原因となった事実及びその事実のあった年月日

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

4 申立ては、代理人によって行うことができる。

5 申立ては、当該申立てに係る人権侵害事案が次のいずれかに該当するときは、行うことができない。

(1) 本人及び人権侵害行為等を行った者が、いずれも県民又は県内事業者ではない場合

(2) 裁判所による判決、公的な仲裁機関又は調停機関による裁決等により確定した権利関係に関する事項

(3) 裁判所又は公的な仲裁機関若しくは調停機関において係争中の事項

(4) 法令（民事調停法（昭和26年法律第222号）及び裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）を除く。）に基づくあっせん、調停、和解の仲介又は紛争の解決の援助の申請等を行うことができる紛争に関する事項

(5) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令に基づく不服申立て又は苦情の申出を行うことができる行政庁の処分その他公権力の行使又は職員の職務執行に関する事項

(6) 長野県男女共同参画社会づくり条例（平成14年条例第59号）第27条及び第28条の規定による申出、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例（平成26年条例第32号）第18条の規定による申出又は障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例（令和4年条例第14号）第26条の規定による申立てを行うことができる事項

(7) 行為の日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から3年を経過した事項。ただし、正当な理由があるときはこの限りでない。

(8) 現に犯罪の捜査の対象となっている事項

(9) 人権オンブズパーソンの行為に関する事項

6 人権オンブズパーソンは、申立てを受け付けないことを決定したときは、理由を付して当該申立てをした者（以下「申立人」という。）に通知しなければならない。

ア 趣旨

- ① 従来から本県が行ってきた人権相談、人権啓発、人権教育等の基本的な県の役割の充実に努めるとともに、公かつ中立な立場で人権侵害からの速やかな救済を図るため、「長野県人権オンブズパーソン」を中核に据えた救済体制を新たに構築するものです。本条で

は、人権侵害を受けた場合の救済の申立て（以下「申立て」という。）、申立ての除外事項等について規定します。

- ② 国内の他の自治体等でも取り入れられているオンブズマン制度を参考にして、地方自治法の制約の中で、その利点を生かす制度としています。オンブズマン制度と長野県人権オンブズパーソンについては、第 16 条の解説を参照してください。

イ 解説

- ① 申立ては、相談が尽くされていない場合（第 1 項）や除外事項（第 5 項）に該当する場合はできないものとしています。

《申立てについて》

- ② 人権オンブズパーソンは非常勤であるため、すべての申立ては事務局が受けるものです。ただし、第 6 項及び第 22 条の規定のとおり、申立てを受け付け、その後の調査等を実施するか否かは、人権オンブズパーソンが判断するもので、事務局において判断するものではありません。
- ③ すべての申立ては事務局が受け、事務局が申立てを行った者（以下「申立人」という。）の意見を聴くなどした上で、適切な相談窓口や解決手段が他にあると認められる場合には、早期に当該相談窓口や解決手段を利用するように申立人に助言等を行います。また、このような事務局の対応は人権オンブズパーソンに報告されます。なお、特に県の機関による人権侵害に係る申立ての場合には、速やかに事務局から人権オンブズパーソンにつながることが必要と考えられます。
- ④ 「第 8 条第 1 項の規定に基づく支援を経てもその解決が期待できないと認められるとき」に当たるかどうかの判断は一義的には申立人が行うものですが、申立人が適切な相談窓口を利用しておらず、相談による解決が図られる余地がある場合には、事務局から申立人に先に相談を行うよう助言します。
- ⑤ 申立人が④の事務局の助言を受け入れない場合には、人権オンブズパーソンにおいて申立て内容を精査しますが、「支援による対応が十分尽くされていない。」、「他に適切な解決手段がある。」などと判断される場合には、申立てを受け付けず、適切な相談窓口や解決手段を助言することになります。
- ⑥ 第 2 項により、人権侵害行為等を受けた者（本人）の家族その他の関係者は、本人に代わって申立てを行うことができます。本人の意思に反しないかどうかの判断は、一義的には申立人が行うものですが、申立後の調査等により、本人が申立てを望まないことが明らかになれば、その時点で手続を終了します。
- ⑦ 規定上は法人による申立ても可能ですが、ほかに適切な手段があるとして受け付けられない場合が多いと考えられます。国内の法人には日本国憲法上の人権保障は性質上可能な限りにも適用されるとされるものの、自然人と同程度の保障が及ぶとは限らないと解されています。このため、法人が人権侵害を受けている者として申立てを行うことについては、慎重な考慮が必要となるため、本条例の人権侵害からの速やかな救済という趣旨にそぐわないことが多いと考えられるからです。なお、法人は、その構成員、従業員等が人権侵害を受けている場合に、第 2 項の規定により本人に代わって申立てをすることが可能です。

- ⑧ 申立ての趣旨を明確にし、その後の調査等を迅速に進めるために、申立ては、「書面」を原則とします。ただし、人権オンブズパーソンが書面によることができない特別の理由があると認めるときには、口頭による申立てを行うことが可能です。例えば、日本語で書面が作成できず通訳を介して申立てを行う場合などが想定されます。
- ⑨ 申立てを受け付けないことを決定したときは、その理由を示し書面で通知することを想定しています。なお、申立てを受け付けた後は調査等の手続において申立人と接触するため、受け付けた旨を通知することは規定していません。ほかに人権オンブズパーソンが勧告等を行った場合、知事が是正要請や削除要請を行った場合など手続の進捗に応じて、申立人に適切な通知がなされるべきと考えられますが、規則等において規定する予定です。

《申立ての除外事由について》

- ⑩ 第5項第1号は、人権侵害行為等を受けた者（本人）又は人権侵害行為等を行った者が誰かにより申立てができる場合を限定しています。申立てができるのは、少なくとも人権侵害行為等を受けた者（本人）及び人権侵害行為等を行った者の一方が県民（県内に住所を有する者、在勤する者又は在学する者その他県に関係ある者として規則で定める者）又は県内事業者（県内に本店又は営業所等がある事業者）である場合に限られます。なお、他の自治体の行政オンブズマンが取り扱うような行政に対する一般的な苦情は申立ての対象とはなりません。
- ⑪ 第5項第2号以下は、ある事案について、法律や他の条例により専門的な対応を行うことができる機関や終局的解決を図ることができる手段が別に設けられている場合等は、当該機関や手段を利用して、より専門的見地から適切に対応されることが期待できることや法律や他の条例に基づく類似の仕組みとの重複を避けるという観点から、人権オンブズパーソンの所掌事務とはしないことを示すものです。法律や他の条例に基づく類似の仕組みとの重複を避けるという観点から第2号から第6号までを規定しています。また、オンブズマン制度の一般的な特長である簡易・迅速な対応という趣旨を踏まえ、事案の発生から長期間経過すると事実の確認などが困難になるという事情を考慮して、第7号で申立てができる期間を行為の日から3年に限定しています。このほか、犯罪捜査への支障が生じないように第8号を規定し、人権オンブズパーソンの行為自体への不服申立ては受けないものとする第9号を規定しています。
- ⑫ 第7号の規定により、行為の日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から3年を経過した事案については、正当な理由がない限り救済の申立は受け付けられません。法務省の人権侵犯事件においては行為の日から1年とされている（人権侵犯事件調査処理細則）ところ、本制度では民法（明治29年法律第89号）の不法行為による損害賠償請求権の消滅時効（民法第724条）を考慮して、より長い期間をとっています。しかしながら、人権オンブズパーソンは強制的な調査権限を持っていないため、行為の日から年月を経るに従い調査による事実把握の困難性が増すため、救済に至らないケースが増えることは止むを得ないことですので、速やかな申立てが推奨されます。なお、「正当な理由」の有無は人権オンブズパーソンが判断をするものですが、交通の途絶により申立期間を経過したときや、人権侵害行為等を受けた者（本人）が人権侵害行為等

を受けていたことを知り得なかったときなど、原則として申立てを行うことができなかった客観的事実を踏まえて判断されます。

- ⑬ 相手方（人権侵害行為等を行った者）を特定できない場合でも調査（第 22 条第 2 項）を行うことができることから、差別事案に係る相手方が不明であっても申立てをすることができます。

- ⑭ 本条例の救済手段は、法務省の人権侵犯事件の調査処理手続と重複する面があります。両者はいずれも強制力を伴わない行政機関の手続（強制力を伴わない行政指導的な取組）であることから、県の制度を利用するか、法務省の人権侵犯事件の調査処理手続を利用するかは、申立てを行うことができる県民や事業者の選択に委ねることとしています。ただし、事案によって法務省の人権侵犯事件の調査処理手続を利用する方が申立人にとって有利であると人権オンブズパーソンが判断することがあれば、申立てを受け付けず法務省の人権侵犯事件の調査処理手続を利用するよう助言することもあり得えます。

10 人権オンブズパーソンによる勧告

（人権オンブズパーソンによる勧告）

第 10 条 人権オンブズパーソンは、人権侵害行為等が行われたと認められるとき（次項に規定する場合を除く。）は、知事に対し、第 11 条に規定する要請を行うように勧告することができる。

2 人権オンブズパーソンは、インターネット上の誹謗中傷等（インターネット上で発信された、プライバシーの侵害に該当する情報、誹謗中傷に該当する情報その他の他人の権利利益を侵害する情報又は人権侵害行為等を助長し、若しくは誘発する情報をいう。）があることが明らかであり、当該インターネット上の誹謗中傷等が速やかに削除されるべきものと認められるときは、知事に対し、第 12 条に規定する要請等を行うように勧告することができる。

3 知事は、人権オンブズパーソンから前 2 項の勧告がなされた場合は、これを尊重しなければならない。

4 人権オンブズパーソンは、人権侵害行為等に県の機関が関係していると認めるときは、関係する県の機関に対し是正等の措置を講ずるよう直接勧告すること（以下「是正勧告」という。）ができる。

ア 趣旨

- ① 人権オンブズパーソンが行う 3 種類の勧告を規定します。

- ・人権侵害行為等が行われたと認められるとき、第 1 項により、知事に対し是正要請（第 11 条）を行うように勧告すること、第 2 項により知事に対して削除要請又は国その他の関係機関に対する通報（第 12 条）を行うように勧告することを規定
- ・第 4 項により、人権侵害行為等に県の機関が関係していると認めるときは、是正等の措置を講ずるよう、関係する県の機関に対し直接「是正勧告」を行うことを規定

イ 解説

- ① 「勧告」とは、ある事柄について申出に沿う行動をとるよう勧め又は促す行為です。
- ② 第 4 項の規定により、県の機関の行為等について、著しく適性を欠き県民等の人権を侵害するものであると人権オンブズパーソンが認めるときに、人権オンブズパーソンは、

直接、関係する県の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう「是正勧告」することができます。この「是正勧告」は法的拘束力があるものではなく、非権力的な行政指導に該当します。なお、地方自治法第 245 条の 6 に規定されている「是正の勧告」（都道府県が市町村に対して行うもの）とは異なるものです。

- ③ 「是正勧告」は県の機関に対してのみ行うものであり、これを受けて行う是正措置の具体的な内容は当該県の機関の裁量に委ねられていますが、第 25 条第 3 項の規定により県の機関は是正勧告を尊重して誠実かつ適切に対応しなければなりません。なお、是正勧告後に人権オンブズパーソンが取り得る措置については第 24 条に規定します。
- ④ 本条の勧告・是正勧告は、いずれも原則として書面により行うものです。

11 人権侵害行為等の是正要請

（人権侵害行為等の是正要請）

第 11 条 知事は、前条第 1 項による勧告を受けた場合、当該人権侵害行為等を行った者及びその関係者（本条において、当該人権侵害行為等を行った者を保護、指導又は監督する立場にある者をいう。）に対し、是正その他必要な措置を講ずるよう要請すること（以下「是正要請」という。）ができる。

2 知事は、是正要請の相手方に対し、是正等の措置について報告を求めるものとする。

ア 趣旨

- ① 人権オンブズパーソンからの勧告（第 10 条第 1 項）を受けた場合に、知事が人権侵害行為等を行った者等に対し、是正その他必要な措置を講ずるよう要請（是正要請）することができる旨を規定します。

イ 解説

- ① 「要請」とは、強く求めることです。「是正要請」には法的拘束力があるものではなく、非権力的な行政指導に該当します。当該人権侵害行為等を行った者又はその者を保護、指導又は監督する者に対し、事理を説示し善処を求めるものです。
- ② 「是正要請」は強制力を伴わないものであり、是正措置の内容は是正要請を受けた者の裁量に委ねられていますが、知事が是正要請を行ったときは、後日、要請の相手方に対し是正等の措置について報告を求め、報告を踏まえて知事が必要と認める場合は、意見表明を行うことができます（意見表明については第 13 条を参照）。
- ③ 第 1 項で「是正要請」につき「することができる」と規定しているのは、相手方が所在不明であるために是正要請を行うことができない場合などを考慮しています。しかしながら、知事は第 10 条第 3 項の規定により、人権オンブズパーソンからの勧告を尊重しなければならないとされ、第 15 条第 3 項の規定により、是正要請等の実施状況を人権政策審議会に報告することが義務付けられているため、仮に是正要請を行わない場合にはその可否は審議会において検討されることとなります。

12 人権侵害情報等の削除要請等

(人権侵害情報等の削除要請等)

第 12 条 知事は、第 10 条第 2 項による勧告を受けた場合、当該インターネット上の誹謗中傷等について特定電気通信役務提供者（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）第 2 条第 4 号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）に対する削除の要請又は国その他の関係機関に対する通報を行うことができる。

2 知事は、前項の規定による削除の要請又は通報を行ってもなお当該インターネット上の誹謗中傷等が削除されない場合で、当該インターネット上の誹謗中傷等を発信し、又は拡散した者が明らかであり、必要があると認めるときは、その者に対し、当該インターネット上の誹謗中傷等の削除の要請を行うことができる。

3 知事は、前 2 項による削除の要請（以下「削除要請」という。）を行うに当たっては、インターネットを利用して情報を発信する者の表現の自由を不当に侵害しないように留意しなければならない。

4 知事は、削除要請を行ったときは、その実施状況を必要に応じて適切な時期に確認するものとする。

ア 趣旨

- ① インターネット上で SNS 等を利用して他人を誹謗中傷するなどの行為が社会問題化していることから、人権オンブズパーソンからの勧告（第 10 条第 2 項）を受けた場合に、知事が取り得る手段として特定電気通信役務提供者への「削除の要請」、「国その他の関係機関に対する通報」及び当該誹謗中傷等の発信者又は拡散した者への「削除要請」を規定します。

イ 解説

- ① 第 1 項の「削除の要請」と第 3 項の「削除要請」は相手方や実施方法が異なる別の手段です。第 1 項の「削除の要請」は、必ずしも書面によるものではなく、特定電気通信役務提供者（プラットフォーム事業者）が提供している削除申出窓口への申出により行います。したがって、特定電気通信役務提供者の削除要請に係る受付窓口、削除申請用のフォーム、連絡先等が不明であるなどの場合には、この「削除の要請」を行うことができません。また、現在も誹謗中傷等の内容によっては「国その他の関係機関に対する通報」により削除に結び付く場合もあるなど、「削除の要請」に係る手段は、今後の法整備の状況などによって変化しうるので、知事の判断により、その時々において最適な方法により行うことを想定しています。
- ② 第 2 項による「削除要請」は、発信者又は拡散した者が特定できた場合にのみ行います。原則として発信者の氏名や住所等が判明している場合に発信者等へ書面により通知するものですが、氏名や住所等は不明であるものの、特定電気通信役務上のダイレクトメッセージなど不特定の者に視認されない方法によることが可能であれば、当該手段によることも可能です。
- ③ 第 1 項及び第 2 項において削除要請等を「することができる」と規定している理由は、前条のイ解説の③と同様です。
- ④ なお、条例に基づく「削除の要請」及び「削除要請」は、条例制定時の特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成 13 年法律第

137 号、以下「情報流通プラットフォーム対処法」という。)等の法整備状況等を踏まえたものであり、以下の【Point】に示す基本的な理解の上に整理されたものです。現行法下では、迅速な削除につなげるため、まずは本人による手続や法務局による手続をとることが優先されるべきと考えられます（インターネット上の誹謗中傷等の削除については、第 30 条の解説を参照）。

【Point】

- ・ 情報流通プラットフォーム対処法に基づいて、事業者の情報発信者の情報開示を要求できる権能は、自己の権利を侵害されたとする者（被害者本人）に与えられている。
- ・ 同法により削除対応の迅速化や運用状況の透明化がなされているものの、要請した情報が削除されるかどうかは、特定電気通信役務提供者（プラットフォーム事業者）の判断による。
- ・ 大規模特定電気通信役務提供者（大規模プラットフォーム事業者）が、自己の権利を侵害されたとする者（被害者本人）から削除依頼を受けたときは 7 日以内に投稿削除等を判断して通知しなければならない。（県には削除要請を行う法律上の権能がなく、県が要請した場合には事業者はこの通知の義務を負わない。）
- ・ 一定の条件を満たした特定電気通信役務提供者は、同法に基づく削除依頼や開示請求に応じても免責される（発信者から責任を問われない）。
- ・ 一定の条件の下で、特定電気通信役務提供者は、情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知って、放置しているときには、賠償の責めを負うことがあり得る（同法第 3 条）。

【用語解説】

- ・ 特定電気通信役務提供者（プラットフォーム事業者）とは、SNS の運営者、電子掲示板の管理者、ホスティングプロバイダ、経由プロバイダ等の特定電気通信役務を提供する者をいう。
- ・ 特定電気通信とは、SNS、電子掲示板、ブログ等の不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信という。
- ・ 大規模特定電気通信役務提供者（大規模プラットフォーム事業者）とは、特定電気通信役務提供者のうち、その規模（月間の発信者数や投稿数）が一定規模を超える等の一定の要件を満たす者をいう。総務大臣が指定した上で、権利侵害情報の速やかな削除、削除の透明性の確保などの法律上の義務を課される者である。

13 意見表明

（意見表明）

第 13 条 知事は、第 11 条第 2 項に規定する報告又は第 12 条第 4 項に規定する確認を踏まえて、必要な場合には是正要請又は削除要請の相手方に対し意見を表明（以下「意見表明」という。）することができる。

2 知事は、前項の意見表明を行うに当たり、人権オンブズパーソンに意見を聴くことができる。

ア 趣旨

- ① 救済手段として、「意見表明」を規定します。

イ 解説

- ① 「意見表明」は、「是正要請」又は「削除要請」への相手方の対応状況を踏まえて、知事がその対応状況が不十分であると判断したときに、「是正要請」又は「削除要請」の相手方に対して、改めて県としての見解を伝えるものです。原則として書面により、望ましい是正措置などをあわせて記載して通知するものです。
- ② 知事は「意見表明」を行うに当たり、人権オンブズパーソンに公正かつ中立な立場からの意見を聴くことができます。

14 是正要請、削除要請及び意見表明の尊重

(是正要請、削除要請及び意見表明の尊重)

第14条 知事から、是正要請、削除要請又は意見表明（以下「是正要請等」という。）を受けた者は、これを尊重し、誠実かつ適切な対応に努めなければならない。

ア 趣旨

- ① 知事から、「是正要請」、「削除要請」又は「意見表明」（以下「是正要請等」という。）を受けた者は、これを尊重し、誠実かつ適切な対応に努めなければならないことを規定します。

イ 解説

- ① 是正要請等は、専門性、独立性、中立性、公正性等を備えた人権オンブズパーソンの合議により慎重に検討された勧告を尊重して知事が行うものです。それ故に、是正要請等を受けた者は、これを重く受け止め、人権侵害状況の是正に向けた誠実かつ適切な対応に努めることを規定しています。
- ② なお、人権の尊重は、誰もが人権の意義を理解し、互いを個人として尊重することによって図られるべきものであることから、本条例では、「是正要請」、「削除要請」及び「意見表明」について、罰則等をもって強制するものではありません。

15 公表及び報告

(公表及び報告)

第15条 知事は、是正要請等を実施したときは、申立人、相手方その他の関係人の秘密を除いて、必要な事項を公表するものとする。ただし、特別の事情があるときは、公表しないことができる。

- 2 知事は、前項の規定により公表しようとする場合には、あらかじめ当該是正要請等の相手方（特定電気通信役務提供者を除く。）に意見を述べる機会を与えるものとする。
- 3 知事は、是正要請等の実施状況について、毎年度、人権政策審議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

- | |
|--|
| 4 知事は、本条の規定による公表及び報告に当たっては、個人情報等の保護について最大限の配慮をしなければならない。 |
|--|

ア 趣旨

- ① 知事は、是正要請等の実施状況について、年度ごとに人権政策審議会に報告することを規定します。
- ② 知事は、是正要請等を実施したときは、申立人、相手方その他の関係人の秘密を除いて、その内容を公表することを規定します。

イ 解説

- ① 公表と報告に当たって、個人情報等の保護について最大限の配慮をするものです。具体的には、公表については個人情報を伏せて行うこと、報告については当該報告を議題として扱う審議会を非公開として行うことを予定しています。
- ② 報告は、知事による是正要請等が適正に遂行されていることを審議会において検証する役割を持つものです。
- ③ 公表は、どのような人権侵害行為等が行われているのか、どのような行為が人権侵害に当たるのかを明らかにし、同種の事案の再発を防ぐことなどを目的として行うものであり、人権侵害を行った者への制裁（不利益処分）として行うものではありません。
- ④ ③のとおり公表は制裁（不利益処分）ではないため、告知聴聞の機会を設けることまでは必須ではないと考えられますが、慎重を期して意見を述べる機会を与えるものとしています。なお、特定電気通信役務提供者（プラットフォーム事業者）は、情報流通プラットフォーム対処法等による手続に沿って削除要請していること、人権侵害情報の削除がなされているかはインターネット上で明らかに判断できることから、除外しています。
- ⑤ 公表は、申立人、相手方その他の関係人の秘密、その他の個人情報等を伏せた事案の概要を県のホームページに掲載することにより行います。また、審議会へ報告した内容の公表も同様です。

第3節 人権オンブズパーソン

16 目的及び職務

（目的及び職務）

第 16 条 公正かつ中立な立場で人権侵害からの速やかな救済を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、長野県人権オンブズパーソン（本章において「人権オンブズパーソン」という。）を設置する。

2 人権オンブズパーソンは、次の職務を行う。

- （1）第 9 条に基づく申立てを受けること。
- （2）第 10 条第 1 項及び第 2 項の規定による勧告を行うこと。
- （3）第 10 条第 4 項の規定による是正勧告及び第 24 条による是正勧告後の措置を行うこと。
- （4）第 13 条第 2 項の規定により意見を述べること。
- （5）第 22 条の規定による調査を行うこと。
- （6）第 26 条の規定による意見公表を行うこと。

- (7) 第 27 条の規定による公表及び報告
- (8) 申立てを受けた事案について、必要な場合に第 8 条第 1 項の規定に基づく支援を行うよう助言すること。
- (9) 県の機関から人権に関する相談を受け、必要な助言を行うこと。

ア 趣旨

- ① いわゆるオンブズマン制度を参考にした「長野県人権オンブズパーソン」の制度は、人権侵害行為等に関する救済の申立てを受けて、県民や事業者の理解と協力の下に迅速な救済を目指すものです。
- ② 長野県人権オンブズパーソンの基本的事項は以下のとおりです。

設置根拠	地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に基づく知事の附属機関
人数	5 名以内
任期	2 年 再任可
任命権者	長野県知事
身分	非常勤の特別職（人権政策審議会の委員と同じ）
処遇	職務従事ごとに報酬を支払い
主な職務	ア 申立てを受けること（第 9 条） イ 是正要請又は削除要請を行うことを知事に勧告（第 10 条第 1 項及び第 2 項） ウ 県の機関に対する是正勧告（第 10 条第 4 項） エ 知事が意見表明を行うに当たり意見を述べること（第 13 条第 2 項） オ 人権侵害に係る事案等の調査（第 22 条） カ 地域の社会構造上の課題についての意見公表（第 26 条） キ 申立人への第 8 条第 1 項の規定に基づく助言等の支援 ク 県の機関から人権に関する相談を受け、必要な助言を行うこと
審議体制	ア 5 名のうち 1 名を「代表人権オンブズパーソン（以下「代表」）とし、メンバーの互選で選任 イ 代表が選任する 3 名の合議により救済手段の審議にあたる。 ウ 重要事項の決定は全員で行う。

イ 解説

- ① オンブズマンは、元々スウェーデン語で代理人＝オンブズマン(ombud 代表+man 人)を意味するもので、中立・公正な立場で調査や迅速な解決等を図る役割を担う第三者機関のことを指すものです。オンブズマン制度の基本的特徴として、政治的な独立性、公平な調査、批判、公表等の権限、直接的で迅速な処理等を挙げることができます。しかしながら、地方自治法上の執行機関の附属機関に位置付けている本県の人権オンブズパーソンは、同法の制約により執行権を有しないものであるため、県の機関以外への者に対して直接の要請や勧告をおこなうことができません。このため、本条例は同法の規定の範囲内でオンブズマン制度の利点の活用を図るものとしています。
- ② 県民や県内事業者に対する要請や意見表明は執行権に属するため、人権オンブズパー

ソンの勧告を尊重して、知事が要請や意見表明を行うものとしています。なお、県の機関に対しては、人権オンブズパーソンが直接是正勧告等を行うことができます（第 10 条第 4 項）。

- ③ 第 2 項第 8 号の規定は、第 9 条第 6 項の規定により人権オンブズパーソンが申立てを受け付けない場合には、その旨を申立人に通知するに当たり、県（各種相談窓口）に対しては第 8 条第 1 項の規定に基づく助言等の支援を申立人に行うよう助言する趣旨です。
- ④ 第 2 項第 9 号の規定は、県の相談窓口等で受けた対応が困難な相談について、これを運営する県の機関から人権オンブズパーソンが助言を求められた場合に、必要な助言を行うことを規定するものです。このやり取りの中で、当該相談が人権オンブズパーソンへの申立てにつながるケースも想定されます。
- ⑤ 同様の制度について、国内自治体では「オンブズパーソン」が使用される例が見られるため、ジェンダー上の配慮についての誤解がないように、名称を「オンブズパーソン」としています。ただし、原語のスウェーデン語では、男女に関わらず「オンブズマン」と表記されるものであるため、「オンブズパーソン」と表記することが望ましいということではありません。

17 人権オンブズパーソンの責務

（人権オンブズパーソンの責務）

第 17 条 人権オンブズパーソンは、県民の人権を擁護するため、公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない。また、職務に当たり表現の自由等の人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

2 人権オンブズパーソンは、申立人に不利益が生じないように、申立てに係る事案の特性を踏まえ、その職務を遂行しなければならない。

3 人権オンブズパーソンは、自分に利害関係のある事案については、その職務を行ってはならない。

4 人権オンブズパーソンは、その地位を政治的目的のために利用してはならない。

5 人権オンブズパーソンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

ア 趣旨

- ① 人権オンブズパーソンの責務として、人権の擁護者として公平かつ適切にその職務を遂行すること、また、救済の申立てを行った者に不利益が生じないようにその事案の特性を踏まえて職務を遂行すること、中立で公正な立場で職務に当たるべきこと、その地位を政治的目的のために利用してはならないこと等を規定します。
- ② 職務上、配慮を要する個人情報等も取り扱うこととなるため守秘義務について規定します。

イ 解説

- ① 人権オンブズパーソンの身分は非常勤の特別職地方公務員です。このため地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 34 条の規定により守秘義務を負うものではありません。このため、第 5 項において同法と同等の守秘義務を負うものと規定します。

地方公務員法

(秘密を守る義務)

第 34 条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

18 人権オンブズパーソンの組織等

(人権オンブズパーソンの組織等)

第 18 条 人権オンブズパーソンの定数は 5 人以内とする。

2 人権オンブズパーソンは、人格が高潔で、社会的信望が厚く、人権問題に関し優れた識見を有する者のうちから、第 16 条第 2 項に規定する人権オンブズパーソンの職務を踏まえて、知事が委嘱する。

3 人権オンブズパーソンは、任期を 2 年とし、再任されることができる。ただし、補欠の人権オンブズパーソンの任期は、前任者の残任期間とする。

4 人権オンブズパーソンのうち 1 人を代表人権オンブズパーソンとし、人権オンブズパーソンの互選によってこれを定める。

5 代表人権オンブズパーソンは、人権オンブズパーソンに関する事務を総括する。

6 人権オンブズパーソンは、それぞれ独立してその職務を行う。ただし、第 10 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項並びに第 13 条第 2 項に係る職務は、3 人の担当人権オンブズパーソンの合議により行うものとする。

7 第 26 条の規定に係る職務その他重要事項に関する決定については、全員の合議により行うものとする。

ア 趣旨

- ① 人権オンブズパーソンの定数や事務の進め方を規定します。

イ 解説

- ① 人権オンブズパーソン制度は、迅速な運営を企図するものですが、職務は人権全般に及ぶため単独で専門性を確保することは容易ではありません。そのため、第 10 条第 1 項（知事に是正要請を行うよう勧告すること）、第 2 項（知事に削除要請を行うよう勧告すること）及び第 4 項（県の機関に是正勧告をすること）並びに第 13 条第 2 項（知事が意見表明を行うに当たり意見すること）に係る職務については、複数人のオンブズパーソンを委嘱し、申立て事案ごとに専門性等に応じて 3 人の担当人権オンブズパーソンを選び、その合議により事務を進める体制を基本とします。
- ② 代表人権オンブズパーソンは、人権オンブズパーソンに関する事務を総括する者で、申立ての受付けの可否などは、代表人権オンブズパーソンを中心として人権オンブズパーソンにより決定されます。
- ③ 各人権オンブズパーソンは、単独で、調査の指示、発意調査の開始等を行うことができます（詳細は第 22 条の解説を参照）。
- ④ 人権に関する地域の社会構造上の課題についての意見公表などの人権オンブズパーソンの制度の意義に直接関わる重要事項は全員の合議とします。「その他重要事項」としては、人権政策審議会への報告が想定されますが、その他は人権オンブズパーソンの自律

的な決定に委ねるものです。

19 事務局

(事務局)

第 19 条 人権オンブズパーソンに関する事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、人権オンブズパーソンの指示を受け、次に掲げる職務を行う。

(1) 第 22 条の規定に基づく調査

(2) 人権オンブズパーソンについての広報活動等

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、人権オンブズパーソンの運営に必要な事務

3 事務局には、前項第 1 号の職務を行うために、専門調査員を置くことができる。

ア 趣旨

- ① 調査や広報活動などについて、人権オンブズパーソンを補助するために事務局を置くことを規定します。

イ 解説

- ① 事務局は、県で人権課題に関する施策を所管する課に置かれます。現時点では県民文化部人権・男女共同参画課に置くことが想定されます。
- ② 事務局には、必要に応じて専門調査員を置くことができる旨を規定します。

20 解嘱

(解嘱)

第 20 条 知事は、人権オンブズパーソンが心身の故障のため職務の遂行ができないと認められる場合又は職務上の義務違反その他人権オンブズパーソンとして明らかにふさわしくない行為があると認められる場合を除いては、その人権オンブズパーソンを解嘱することができない。

ア 趣旨

- ① 知事が人権オンブズパーソンを解嘱できる場合を規定。独立した中立な立場で公正に職務を遂行するためには、人権オンブズパーソンの身分を保証することが必要であるため、知事が解嘱できる場合を限定します。

21 兼職等の禁止

(兼職等の禁止)

第 21 条 人権オンブズパーソンは、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 人権オンブズパーソンは、本県と特別な利害関係にある企業その他の団体の役員と兼ねることができない。

3 人権オンブズパーソンは、前 2 項に定めるもののほか、公平な職務の遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができない。

ア 趣旨

- ① 人権オンブズパーソンの地位の独立性、中立性、公正性等を確保するため兼職等の禁止を規定します。

イ 解説

- ① 人権オンブズパーソンの職務は人権侵害行為等の全般に及ぶものであり、救済手段の対象は県の機関のほか、県民や県内事業者にも及びます。そのため、県機関や関係企業等からの独立性、政治的な中立性を確保するため、公平な職務の遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができないことを規定します。なお、人権オンブズパーソン就任後に本条に抵触するに至った場合は、人権オンブズパーソンとしては失職することとなります。
- ② 第 3 項の「公平な職務の遂行に支障が生ずるおそれがある職」としては、県の行政委員会の委員などが想定されます。
- ③ 万一、人権オンブズパーソンと利害関係のある者が関わる事案についての申立てがあった場合には、当該人権オンブズパーソンは担当オンブズパーソンとなることはなく、当該申立てに関わる合議に参加することは適当ではありません。
- ④ ②及び③の詳細は、第 35 条の規定により規則等を定めて規定します。

22 調査

(調査)

- 第 22 条 人権オンブズパーソンは、申立てを受けたときは、当該申立てに係る調査を行うことができる。
- 2 人権オンブズパーソンは、第 2 条に規定する人権侵害行為等又は第 30 条第 1 項に規定するインターネット上の誹謗中傷等に関して、匿名の情報提供その他独自に入手した情報等について、県民への人権侵害に該当すると認めるときは、自己の発意に基づき調査を行うことができる。
 - 3 人権オンブズパーソンは、調査を中止し、又は打ち切ったときは、その旨を、理由を付して次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者に対し速やかに通知しなければならない。
 - (1) 第 1 項の規定に基づく調査 申立人及び調査の対象とした者。
 - (2) 第 2 項の規定に基づく調査 調査の対象とした者。

ア 趣旨

- ① 人権オンブズパーソンの調査について、申立てを受けた場合に調査（第 1 項）と、人権オンブズパーソンが自発的に行う調査（第 2 項）の二つの場合があることを規定します

イ 解説

- ① 第 1 項の規定により人権オンブズパーソンが調査を行うかどうかは、申立てに係る事案を踏まえて、専ら人権オンブズパーソンが決定するものです。

- ② 人権オンブズパーソンが申立てを受けた場合に、調査も救済も行わない場合が申立てを受け付けない場合（第9条第6項）であり、調査をしたが事実関係を確認できないなどのために調査を中止する場合が調査の中止・打ち切り（本条第3項）です。いずれの場合も手続は終了し、申立人には理由を付して通知されます。
- ③ 第2項の調査は、人権オンブズパーソンの自律的な判断により実施されるものであり、人権オンブズパーソンは単独で調査を開始できますが、調査を踏まえて第10条第1項及び第2項による勧告又は同条第4項による是正勧告又は第26条による意見公表を行う場合には、第18条第6項及び第7項の規定により合議が必要です。
- ④ 人権オンブズパーソンは、事務局に指示をして調査を行わせることができます。
- ⑤ 第3項の通知を申立人に行うとき、事案の解決に相応しい窓口や手段が別にある場合には、申立人にその旨の支援（助言）を含めて行います（第16条第2項第8号）。
- ⑥ 第3項の通知を調査の対象とした者に通知するのは、調査対象として何らかの働きかけをした場合には、その後の状況を知らせることも必要であるとの配慮に基づくものであり、ある者を調査の対象と選定したのみで、人権オンブズパーソンや事務局から何も働きかけを行わなかった場合には、その者に通知は行いません。

23 調査の方法

（調査の方法）

- 第23条 人権オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、県の機関に説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求めることができる。
- 2 人権オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、関係者又は関係機関に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- 3 人権オンブズパーソンは、専門的又は技術的な事項について調査等を行う必要があると認めるときは、専門的機関に対し、調査、鑑定、分析等を依頼することができる。

ア 趣旨

- ① 人権オンブズパーソンの調査の方法について規定します

イ 解説

- ① 本条に規定された調査の方法は、いずれも強制力を伴うものではありません。ただし、県の機関は、第25条第2項の規定により積極的に協力しなければなりません。

24 是正勧告後の措置

（是正勧告後の措置）

- 第24条 人権オンブズパーソンは、是正勧告を行ったときは、県の機関に対し、是正その他必要な措置について報告を求めるものとする。
- 2 人権オンブズパーソンから報告を求められた県の機関は、当該報告を求められた日から60日以内に、人権オンブズパーソンに対し、是正等の措置について報告するものとする。
- 3 人権オンブズパーソンは、前項の報告を踏まえて、是正等の措置が不十分であると認めるときは、その旨の意見を表明することができる。

ア 趣旨

- ① 人権オンブズパーソンが、県の機関に対して「是正勧告」した場合に、その後に取り得る措置を規定します。

イ 解説

- ① 人権オンブズパーソンが「是正勧告」を行った場合は、当該機関に是正その他必要な措置について報告を求めることができ（第1項）、県の機関は報告を求められた日から60日以内に、人権オンブズパーソンに対し、是正等の措置について報告する（第2項）。
- ② 人権オンブズパーソンは、県の機関からの報告を踏まえ、是正等の措置が不十分であると認めるときは、意見として表明することができます（第3項）。
- ③ 第3項の意見の表明は、原則として書面により行うものです。

25 県の機関の責務

（県の機関の責務）

第25条 県の機関は、人権オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重しなければならない。

2 県の機関は、人権オンブズパーソンの職務の遂行に関し、積極的に協力しなければならない。

3 県の機関は、是正勧告又は前条による意見の表明を受けたときは、これを尊重し、誠実かつ適切に対応しなければならない。

ア 趣旨

- ① 県の機関は、人権オンブズパーソンの職務に干渉してはならず、職務の遂行に積極的に協力し、万一、是正勧告や意見表明を受けたときは、これを尊重し、誠実かつ適切に対応しなければならないことを規定します。

イ 解説

- ① 第3項について、何をもって「誠実かつ適切な対応」とするかは、当該県の機関により決定すべきことですが、多くの県民から見て誠実で適切であると評価され得る対応を行うべきことは当然と考えられます。

26 人権に関する課題についての意見公表

（人権に関する課題についての意見公表）

第26条 人権オンブズパーソンは、申立ての有無にかかわらず、その職務の遂行を通じて明らかになった人権に関する地域の社会構造上の課題について、その解決に向けた取組に資するため、意見を公表することができる。ただし、意見を公表するに当たっては、個人情報等の保護について最大限の配慮をしなければならない。

ア 趣旨

- ① 人権オンブズパーソンが行う「意見公表」について規定します。

イ 解説

- ① 「意見公表」は、匿名の情報提供や発意の調査結果への対応として、名宛人とすべき者が特定できない場合にも行うことができる救済手段です。コロナウイルス感染症の蔓延化における誹謗中傷のような、多数の行為者によって行われる人権侵害などについても、人権オンブズパーソンが県の地域に影響が及ぶ人権に関する社会構造上の課題と判断した場合には、意見公表を行うことができます。なお、意見公表の方法については、県のホームページに掲載して行うことなどが考えられます。

27 公表及び報告

(公表及び報告)

- 第 27 条 人権オンブズパーソンは、是正勧告を実施したときは、申立人、相手方その他の関係人の秘密を除いて、必要な事項を公表するものとする。
- 2 人権オンブズパーソンは、是正勧告又は意見公表の実施状況について、毎年度、人権政策審議会に報告するとともに、これを公表するものとする。
- 3 人権オンブズパーソンは、本条の規定による公表及び報告に当たっては、個人情報等の保護について最大限の配慮をしなければならない。

ア 趣旨

- ① 人権オンブズパーソンは、「是正勧告」をしたときは、申立人、相手方その他の関係人の秘密を除いて、その内容を公表することを規定します。
- ② 人権オンブズパーソンは、「是正勧告」又は「意見公表」の実施状況について、年度ごとに人権政策審議会に報告することを規定します。

イ 解説

- ① 公表と報告に関しては、第 15 条の解説を参照してください。
- ② 「是正勧告」の対象者は県の機関であること、「意見公表」は名宛人になる者が不明なときや不特定多数の者を対象とするものであることから、第 15 条第 2 項に相当する告知聴聞の機会に関する規定を設けていません。

第4章 人権尊重の社会づくりに向けた基本的施策

28 人権教育及び人権啓発

(人権教育及び人権啓発)

- 第 28 条 県は、第 1 条の目的を達成するため、人権に関する正しい知識の普及による偏見の解消をはじめ、必要な人権教育及び人権啓発を積極的に行うものとする。
- 2 県は、前項の人権教育及び人権啓発の実施に当たっては、県民に対する多様な機会の提供、効果的な手法の採用及び県民の自発性の涵養を旨として行わなければならない。
- 3 県は、人権教育及び人権啓発を担う人材の育成及び確保を図るものとする。

ア 趣旨

- ① 人権教育と人権啓発を積極的に行うことは、人権教育・啓発推進法に「人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し実施することは、地方公共団体の責務である（第5条）」及び「国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。（第6条）」と規定されていることを受け、これを確認するものです。あわせて、人権教育・人権啓発とそのための人材の育成・確保について規定します。
- ② 人権教育・啓発推進法に規定された県の重要な責務であることから「（2）県の責務」と分けて別に規定します。

イ 解説

- ① 人権教育・啓発推進法の基本理念（法第3条）を参考にして、人権教育・人権啓発に当たっての留意事項として、様々な場を通じて、人権教育・人権啓発の内容に対する理解を深め、これを体得できるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、県民の自発性の涵養を旨として行われなければならないことを規定します。また、本条例の第4条に「県民は、自らが、人権が尊重される社会づくりの担い手であることを認識し、人権尊重の精神の涵養に努める」と県民の責務を規定することから、県としてこれを支援するものです。

29 市町村、関係団体等からの意見の聴取及び県民意識の調査

（市町村、関係団体等からの意見の聴取及び県民意識の調査）

第29条 県は、市町村、関係団体等から人権施策の推進に関する意見を聴く機会を設け、人権施策の推進に反映するよう努めるものとする。

2 県は、人権施策を効果的に推進するため、人権に関する県民意識の調査を行い、様々な人権問題に関する県民意識の変化を把握するものとする。

ア 趣旨

- ① 県の人権施策を推進するため、市町村、関係団体等から意見を聴く機会を設け当該施策の推進に反映するよう努めることと、人権に関する県民意識の調査により人権問題に関する県民意識の変化を把握することを規定します。

30 インターネット上の誹謗中傷等による人権侵害の防止

（インターネット上の誹謗中傷等による人権侵害の防止）

第30条 県は、インターネットを利用して情報を発信する者の表現の自由を不当に侵害しないように留意しつつ、インターネット上の誹謗中傷等による人権侵害を防止するために、次の各号に掲げることに取り組むほか、当該インターネット上の誹謗中傷等の削除に向けたその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- （1） インターネット上の誹謗中傷等の発信を防止するために、県民が年齢、立場等に応じてインターネットの適切な利用に関するリテラシーの向上を図る機会を提供するため、研修会、講演会等の開催のほか、教材等の紹介、情報提供等必要な施策を実施すること。

- (2) インターネット上に同和地区に関する識別情報が摘示された場合であって、その削除が必要と認められるときに、当該情報について、国その他の関係機関に対する通報を行うとともに、特定電気通信役務提供者に対する削除の要請を行うこと。

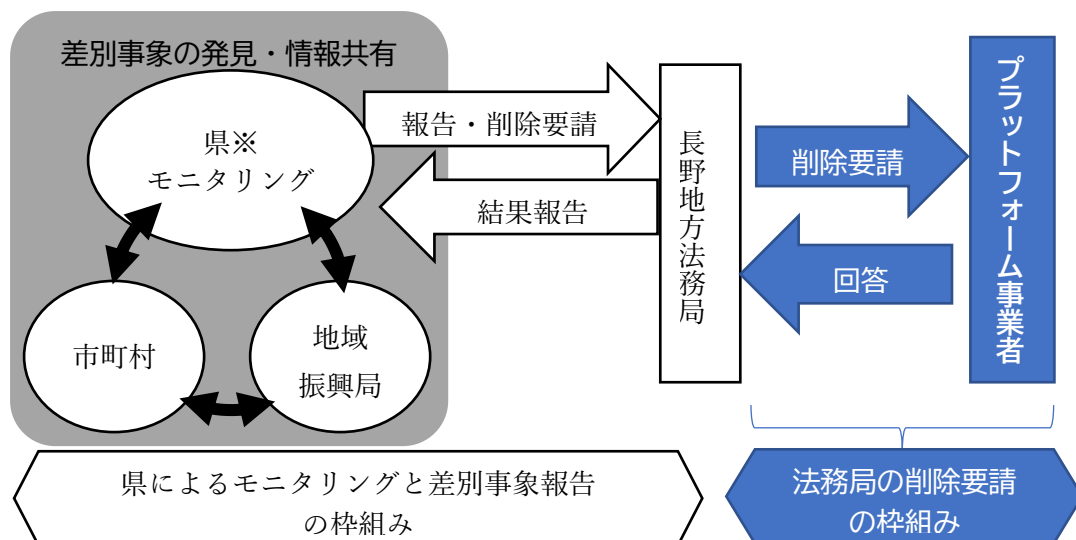
ア 趣旨

- ① 本条例の検討に至った背景の一つに、SNS 上の誹謗中傷など、人権課題が一層多様化・複雑化するとともに、他者の人権を侵害する様々な事象が依然として発生していることがあげられます。このため、インターネット上の誹謗中傷等による人権侵害への取組方針を規定します。
- ② インターネット上の誹謗中傷等による人権侵害を未然に防ぐための取組として必要な教育及び啓発を、インターネット上の誹謗中傷等による人権侵害が起こってしまった場合の取組としてその削除に向けた必要な措置を講ずることを規定します。
- ③ 「表現の自由」は、日本国憲法（第 21 条）が保障する重要な人権であることから、本条に規定する取組に当たっては、インターネットを利用して情報を発信する者の表現の自由を不当に侵害しないように留意することを規定します。

イ 解説

- ① インターネット上の誹謗中傷等の削除に向けた取組として、本県では同和地区に関する識別情報の摘示事案についてモニタリングを実施し、必要な場合は関係市町村に情報を共有するとともに、長野地方法務局を通じ特定電気通信役務提供者（プラットフォーム事業者）に対して当該情報の削除要請を行っています。

《現行の実施例・法務局の削除要請の枠組みによる削除の行い方》



※モニタリングは、県民文化部人権・男女共同参画課が実施

《同和地区に関する識別情報の摘示について》

国の通知（平成 30 年 12 月 27 日付け法務省権調第 123 号）では、「特定の者を同和地区の居住者、出身者等として識別すること自体が、プライバシー、名誉、不当に差別されない法的利益等を侵害するものと評価することができ、また、特定の者に対する識別ではなくとも、特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する行為も、このような人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性のあるものであるということができる」、「同和地区に関する識別情報の摘示は、目的の如何を問わず、それ自体が人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性のあるものであり、原則として削除要請等の措置の対象とすべきものである」とされており、本県でもこの見解に基づいて、上記のとおり当該情報の削除要請を行っています。

- ② 同和地区に関する識別情報が摘示された場合には、「情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者」（被侵害者）が明確ではないことから、情報流通プラットフォーム対処法*が直ちに適用されない場合があるので、県としてモニタリングを実施し、長野地方法務局を通じ特定電気通信役務提供者に対して当該情報の削除要請を行う現行の対応を継続します。

※ 情報流通プラットフォーム対処法は、「情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者」（被侵害者）が利用できる手続を定めるもの。

- ③ 情報流通プラットフォーム対処法において、県には人権侵害情報等の削除を求める権限が与えられていないので、県の行う削除要請への対応は、特定電気通信役務提供者が任意に行うものとなっています。このため、人権オンブズパーソン制度の利用に優先して、以下の専門窓口を利用するように助言することが必要です。そこで、県民等から、個人の名誉毀損やプライバシーの侵害等に係る人権侵害情報についての相談を受けた場合には、まず、相談者が情報流通プラットフォーム対処法に基づき直接削除を申し出る方法の指導や助言を行う以下の専門の相談窓口を紹介します。その後、専門窓口によって問題が解決されない場合には、人権オンブズパーソンへの救済の申立てが可能です。

【理由】

- 削除要請にあたっては、掲載されている情報によって侵害された具体的な権利や権利が侵害されたとする理由（投稿された内容、投稿の経緯や投稿数、相談者に与えた影響）を特定電気通信役務提供者に対して明確に示す必要がある。
- 県の削除要請には、情報流通プラットフォーム対処法の適用がなく、対応は特定電気通信役務提供者の任意である。

【専門の相談窓口】

- 違法・有害情報相談センター（総務省）
 - ・ 情報流通プラットフォーム対処法による削除申出方法の相談者への助言
 - 人権相談（法務省・法務局）
 - ・ 情報流通プラットフォーム対処法による削除申出の助言
 - ・ 法務局からプロバイダへの削除要請
 - インターネット・ホットラインセンター（警察庁）
 - ・ 違法・有害情報について、警察への情報提供とサイトへの削除依頼
- ④ 第 1 号の「インターネットの適切な利用に関するリテラシー」とは、いわゆるインタ

ーネットリテラシーのことです。インターネットリテラシーとは、虚偽情報を含むインターネット上の情報を適切に判断し、安全かつ効果的に利用する能力のことを指します。

- ⑤ 第1号の「人権侵害情報等の削除に向けた必要な措置」には、インターネット上の人権侵害情報の適切な削除に向けた法整備などについて国へ要望していくことも含まれます。

31 災害等の発生時における人権侵害行為等の防止等

(災害等の発生時における人権侵害行為等の防止等)

第31条 県は、災害、感染症のまん延その他緊急事態の発生時（以下「緊急事態発生時」という。）において人権侵害行為等を防止し、及び人権を尊重するため、緊急事態発生時における人権侵害行為等を助長し、又は誘発するおそれのある風説の流布の防止のための対策その他の必要な措置を講ずるものとする。

ア 趣旨

- ① 災害、感染症のまん延その他緊急事態の発生時（以下「緊急事態発生時」という。）において人権侵害行為等の防止や人権尊重のために必要な措置を講ずることについて規定します。

イ 解説

- ① 本県には長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和2年条例第25号）がありますが、災害や未知の感染症のまん延その他緊急事態の発生時にも幅広く対応できるように本条例に規定します。
- ② 緊急事態発生時とは、自然災害の発生や感染症のまん延などによる県民の生命・財産を脅かすおそれのある事態の発生時を想定しています。
- ③ 災害等の非常時における社会的弱者やマイノリティ（外国人、女性、高齢者、障がい者、性的マイノリティ等）の権利擁護が課題とされています。災害時の避難所での性暴力、デマの拡散、新型コロナウイルス感染症の蔓延下の虚偽情報の流布など、災害等の非常時に人権侵害行為等が発生しやすい傾向が見られることから、特に留意する必要があります。
- ④ 新型コロナウイルス感染症の蔓延下では、知事から県民に向けて繰り返し正確な情報を提供することなどを行ってきました。「必要な措置」には、そのような取組も含まれます。

第5章 長野県人権政策審議会

32 長野県人権政策審議会

(長野県人権政策審議会)

第32条 基本方針その他人権施策に県民の意見を反映させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、人権政策に関する重要事項の調査審議をするための長野県人権政策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、人権政策に関して知事に意見を述べることができる。

3 審議会は、学識経験者から執行機関が任命する委員により構成し、10人以内で組織する。

- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 審議会には会長を置き、委員が互選する。
- 7 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 8 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。
- 9 審議会に、執行機関が定めるところにより、部会を置くことができる。
- 10 審議会に、執行機関が定めるところにより、専門委員その他の臨時の委員（次条において「専門委員等」という。）を置くことができる。

ア 趣旨

- ① 長野県人権政策審議会（以下「審議会」という。）の位置付けを明確にするために、現在、長野県附属機関条例（令和2年条例第3号）（以下「附属機関条例」）に規定されている審議会の根拠規定を本条例に変更します。
- ② 審議会の責務は、従来どおり「人権政策に関する重要事項の調査審議及び知事に対する意見の申述に関すること」と規定します。

イ 解説

- ① 審議会は、地方自治法第138条の4第3項に規定されている知事（執行機関）の附属機関であり、その設置に必要な事項を規定します。
- ② 審議会には、専門的事項についての調査検討を行うための部会を置くことができます。また、専門的な見地から意見を聴くために専門委員を置くこともできます。
- ③ 部会には審議内容に応じて委員や専門委員以外の者を委員として選任することを想定しています。第10項の「その他の臨時の委員」がこれに該当します。
- ④ 審議会及び部会に関する詳細は、第35条の規定により規則等を定めて規定します。

33 会議

（会議）

- 第33条 審議会の会議（以下、「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 委員及び議事に関係のある専門委員等の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 3 会議は公開で行う。ただし、議決により非公開とすることができる。
 - 4 前項の議決があつたとき、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を退去させなければならない。
 - 5 部会の議事は非公開で行う。ただし、部会が認めたときは公開することができる。
 - 6 非公開で行われた会議及び部会の議事録は公表しない。
 - 7 委員及び専門委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

ア 趣旨

- ① 審議会の会議と部会の議事の在り方について規定します。
- ② 委員及び専門委員等は、職務上、配慮を要する個人情報等も取り扱うこととなるため、その守秘義務について規定します。

イ 解説

- ① 知事及び人権オンブズパーソンは、それぞれ救済手段等の実施状況について、毎年度、人権政策審議会に報告します（第 15 条第 3 項、第 27 条第 2 項）。前述のとおり、この報告は人権侵害からの救済体制が適正に運用されてるかを審議会において検証する役割を持つものであるため、報告には事案の詳細な状況や配慮が必要な個人情報等が含まれると想定されます。このため、会議を非公開で行う手続、非公開で行った場合の議事録の非公表などについて規定するものです。
- ② 部会は、特定の課題について検討が必要な場合等に設けることを想定するものであり、人権の機微に触れる情報や配慮が必要な個人情報を踏まえた議論を行うことを想定しているため、原則として議事は非公開で行うものとし、必要な時に公開で行うことができるよう規定を設けます。
- ③ 委員及び専門委員等は非常勤の特別職地方公務員です。このため地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 34 条の規定により守秘義務を負うものではないので、第 5 項において同法と同等の義務を負うものと規定するものです。

第 6 章 雑則

34 財政上の措置

（財政上の措置）

第 34 条 県は、人権が尊重される社会づくりを促進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

ア 趣旨

- ① 人権が尊重される社会づくりを促進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める旨を規定します。

35 補則

（補則）

第 35 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

ア 趣旨

- ① この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める旨を規定します。

イ 解説

- ① 必要な事項の定めとして、本条例に規則を設けるほか、人権オンブズパーソンの職務遂行については運営指針等を設けることを想定しています。

36 附則

(附則には、施行期日、経過措置、関係条例の一部改正等の規定を置く。)

ア 趣旨

- ① 条例の施行年月日について規定します。なお、第 3 章の人権侵害からの救済体制のうち、第 2 節の救済手段及び第 3 節の人権オンブズパーソンについては、実施に向けた体制を整えるために施行期日を遅らせる可能性があります。
- ② 審議会の根拠規定の変更に伴う経過措置を規定します。また、人権政策審議会の委員の引継等についても必要に応じて規定します。
- ③ 現行の「長野県人権政策推進基本方針」に係る経過措置を規定します。
- ④ 本条例の制定による影響を受ける他の条例の改正について規定します。